

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 西部	代表者氏名	伊藤 誉洋
主たる営業所の所在地	兵庫県加東市吉井705-4		
許可番号	兵庫県知事許可（般-1） 第352547号 兵庫県知事許可（特-3） 第352547号	許可を受けている建設業の種類	（般）建、電 （特）土、管、舗、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年2月15日	処分を行った者	北播磨県民局長
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第6号該当）		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部</p> <p>2 期間 令和5年3月1日から令和5年3月7日までの7日間</p>			
<p>処分の原因となった事実</p> <p>株式会社西部は、兵庫県内の土木工事において、元請けより受注した工事を建設業の許可を受けずに建設業を営む者と軽微な工事の基準額を超過した下請契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。</p>			
<p>その他参考となる事項</p>			